

新庁舎モデル什器購入
仕様書

1. 件名 新庁舎モデル什器購入

2. 目的

鳴門市役所において、新庁舎のモデル什器の購入を目的とするものである。

3. 搬入・設置場所

鳴門市役所 共済会館 3 階（鳴門市撫養町南浜字東浜）

※エレベーター無

4. 搬入・設置期限

令和 5 年 6 月 3 0 日

5. 什器の品名・品番・寸法等

- （１）什器の品名・品番・寸法等は、別紙①のとおりとし廃番等になっている場合を除き同等品は認めない。廃番等になっている場合は、同メーカーの同等品以上の什器を発注者へ提案すること。

6. 現場条件

- （１）什器の搬入及び設置作業日時については、発注者との打合せのうえ決定するものとする。
- （２）搬入及び設置作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- （３）搬入した什器の梱包材等、不要となるものは受注者が撤去及び引き取りを行うこと。
- （４）受注者は、予め什器の搬入経路及び設置場所の下見を行ったうえで、搬入方法等について発注者の了承を得ること。搬入等が困難と認められる什器がある場合は、発注者と協議の上、対応について決定すること。
- （５）搬入の際は、建物や設備等に損傷を与えないよう十分注意し、必要に応じて養生等を行うものとし、損傷を与えた場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、受注者の負担により現状回復すること。

7. その他条件

- （１）設置場所までの搬入にかかる費用も見込むこと。
- （２）組立品の場合は、組立にかかる費用も見込むこと。
- （３）床や壁等への固定が必要な場合の費用も見込むこと。
- （４）その他、現場設置等に必要の費用も見込むこと。

8. 工程表の提出

受注者は、契約締結後において、15日以内に全体工程表を発注者へ提出するものとする。

9. 保証期間

メーカーが定める品質保証区分における保証期間以上の期間を設定し、保証期間において通常使用での不具合箇所・現象等が発生した場合は受注者の責において修理もしくは取り換えを行い、設置まで行うこと。

10. 成果物等の提出

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 什器の取り扱い説明書 | 一式 |
| (2) 什器の設置状況写真（設置前・設置作業・設置後） | 一式 |

11. その他の事項

(1) 守秘義務

この業務において知り得た内容については、一切他に漏らしてはならない。

(2) 補足事項

この仕様書に定めない事項及びこの作業の実施について疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。